薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年六月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百八十号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百十七号を第百十八号とし、第百十二号から第百十六号までを一号ずつ繰り下げ、第百十一号の次に次の一号を加える。

百十二　N―メチル―二―{三―[(一E)―二―(ピリジン―二―イル)エテン―一―イル]―一H―インダゾール―六―イル}スルファニル）ベンズアミド（別名アキシチニブ）及びその製剤

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子

内閣総理大臣　野田　佳彦

府　令

○内閣府令第四十三号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）を実施するため、内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「もつて」を「もって」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第二条第二項中「同項第十号」を「同項第十一号」に改め、同条第五項中「（第十号を除く。）」を「（第十一号を除く。）」に改める。

第三条中「よつて」を「よって」に改める。

第六条第一項第五号中「利用するなど」の下に「日当で賄うこととされている」を加え、同項第九号ハ中「行なう」を「行う」に改め、同項第十三号イ中「新在勤地に到着後直ちに国家公務員」を「旅行者が新在勤地に到着後直ちに職員」に改め、同項第十四号中「正規の旅費」を「法の規定どおりの旅費」に改め、同項第十五号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項第五号中「こえる者」を「超える者」に改め、同項第十二号中「関西国際空港株式会社」を「新関西国際空港株式会社」に改める。

第九条第二号中「通勤手当が支給される等交通費を要しない場合（旅行期間における移動の伴わない日程を含む。）を「通勤手当が支給される等日額旅費で賄うこととされている交通費実費を伴わない場合（旅行期間における移動の伴わない日程を含む。）」に改める。

別表一（第二条関係）指定職の項重要政策に関する会議又は審議会の非常勤の委員等の欄中「、地方分権改革推進委員会委員」を削り、同表10級の項重要政策に関する会議又は審議会の非常勤の委員等の欄中「、地方分権改革推進委員会専門委員」を削る。

別表三（第二条関係）特定指定職在職者に相当するものの欄中「地方分権改革推進委員会委員」を削る。

附　則

この府令は、平成二十四年七月一日から施行する。

○内閣府令第四十四号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「管理室等」を「情報化統括室等」に改め、同条第一項中「総務課に」の下に「、情報化統括室」を加え、「二人」を「三人」に改め、「人事調査官一人」の下に「、情報企画調整官一人」を加え、「国際協力調整官一人及び情報企画調整官」を「及び国際協力調整官」に改め、同条中第十三項を削り、第十二項を第十五項とし、第八項から第十一項までを三項ずつ繰り下げ、第七項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　情報企画調整官は、命を受けて、情報化統括室の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

第一条中第六項を第八項とし、第二項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　情報化統括室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融庁の行政の考査に関すること。

二　金融庁の事務能率の増進に関すること。

三　金融庁の所掌に属する検査その他の監督に関する事務を処理するため必要な情報の整理及び分析並びにその結果の提供に関すること。

四　金融庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

3　情報化統括室に、室長を置く。

第十八条第一項中「統括検査官五人」を「統括検査官六人」に改める。

附　則

この府令は、平成二十四年七月一日から施行する。

○内閣府令第四十五号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第七条」に、「第五条・第六条」を「第八条・第九条」に改める。

第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（首席食品表示調査官）

第七条　食品表示課に、首席食品表示調査官一人を置く。

2　首席食品表示調査官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち命令等に関する事務を行う。

一　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十四条第二項に関する事務

二　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十四第一項、第二項及び第四項に関する事務

三　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第三十二条の三に関する事務

四　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第九条に関する事務